

埼玉県立精神保健福祉センター相談診療録等開示検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が保有する相談・診療録、診療報酬明細書及びフィルム（以下「相談診療録等」という。）の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく開示請求、情報提供の依頼、若しくは年金事務所等の診療報酬明細書の開示に際してのセンターへの照会（以下「開示請求等」という。）があった場合に、開示又は情報提供の是非について適正かつ迅速な判断を行うことを目的として、埼玉県立精神保健福祉センター相談診療録等開示検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討の対象)

第2条 センターが保有する相談診療録等とし、相談診療録にはこれに綴られている全ての書類を含むものとし、保存年限が経過した相談診療録等であっても現に当センターにおいて保有している場合には、検討の対象とする。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 精神保健福祉部長
- (4) 社会復帰部長
- (5) 相談・自殺対策担当の長
- (6) 社会参加支援担当の長
- (7) 復職支援担当の長
- (8) 管理業務部長
- (9) 総務・管理担当の長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、センター長とする。

2 副委員長は、副センター長とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、議長を務めることとする。

2 相談診療録等の開示請求等があった場合において、委員長が必要と認めるときは、委員会を開催する。

3 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(担当者の出席)

第6条 開示請求等の対象となった相談診療録等の担当者は、委員長から出席を求められたときは、委員会に出席し意見を述べなければならない。なお、担当者が異動等により在籍していない場合には、現在の担当者その他の職員が意見を述べるものとする。

(検討事項)

第7条 委員会は、次の事項の審議を行い、対応案をとりまとめる。

- (1) 開示（部分開示を含む。）又は情報提供の是非

- (2) 訂正請求に対する訂正の是非
- (3) 部分開示又は非開示の決定をする場合はその理由

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務・管理担当において処理する。

(記録・報告)

第9条 委員長は、委員会の結果をセンター長に報告し、承認後開示決定する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県立精神医療センター及び埼玉県立精神保健福祉センター相談診療録開示検討・管理委員会設置要綱は、平成15年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県立精神医療センター及び埼玉県立精神保健福祉センター相談診療録開示検討委員会設置要綱は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県立精神医療センター及び埼玉県立精神保健福祉センター相談診療録開示検討委員会設置要綱は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月14日から施行する。